

告 示

埼玉県告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、権現堂公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会

埼玉県幸手市北一丁目六番九号

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで